

看護学教育評価

評価報告書

受審校名 名桜大学人間健康学部看護学科

(評価実施年度) 2024年度

(作成日) 2025年 3月 14日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

I. 総合判定の結果

(適合 不適合 保留)

認定期間：2025年4月1日～2032年3月31日

II. 総評

名桜大学人間健康学部看護学科は、大学の建学の精神である「平和・自由・進歩」を踏まえ、「生命の尊厳と人権を尊重し、擁護する倫理観と豊かな幅広い人間性を培うとともに、その人がその人らしく生きられるように、ヒューマンケアを提供できる質の高い看護専門職者を育成する」ことを教育理念とし、大学全体および人間健康学部の教育目標と教育に関するポリシーを考慮した看護学教育を行っている。とりわけ、沖縄の歴史と文化に根ざした「平和学習」の実践は、学生が看護職者として生命の尊厳と人権を擁護する姿勢を育む看護学科の教育の特長であると評価できる。

過疎化が進む沖縄県北部における医療人材養成ニーズに積極的に応え、地域に貢献する人材を育成し、輩出することは、教育目標とも合致している。加えて、正課内外の地域での健康支援活動を通じて、学生が主体的に学び、参画する学修機会が確保されている。

教育課程はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に構成されている。教養教育課程では総合大学としての強みを活かし、豊かなリベラルアーツ教育が提供されており、選択科目では建学の精神に関連した科目が設定されている。看護専門教育課程においては、「キャリアデザイン」「グローバルナーシング」「ケアリング文化実習Ⅰ～Ⅴ」といった特色ある科目を学年縦断的に配置し、学年の進行により段階的に学ぶことができる。地域性を活かした「島嶼・過疎地看護学」といった科目等、地域のニーズを踏まえた特色ある教育課程となっている。

名桜大学は沖縄県北部の県内高等学校との連携を図り、必要に応じて入学前から、入学後の学びを支援している。看護学科においても独自に入学後の大学生活の適応に向けた取組みを実施しており、円滑に大学生活を開始できるように支援している。

教育内容は、ディプロマ・ポリシーに基づいて、時代の要請と最新の知見を踏まえ、かつ地域性を活かした内容が教授されている。学修成果の評価方法についても適切に設定しており、学生には「学修支援システム(ユニバーサルパスポート)」や科目担当教員によってフィードバックする体制がある。

名桜大学に設置されている健康・長寿サポートセンター、看護実践教育研究センター、「やんばる版プロジェクト健診」等、活発な社会貢献事業が継続して行われていることも、看護学科の特色である。充実した地域貢献活動を通して、地域住民との信頼関係の構築、地域に根差した教育実践への還元、教員および学生の積極的・主体的な地域参画マインドの涵養につながっていることは、看護学科の特色として評価できる。「参画型看護教育」を教育方針の核として位置づけていることは、看護学科の特長であり、履修ガイドを通じて学生にわかりやすく説明されている。また、上級生がSA(Student Assistant)として下級生を指導する機会を教育課程に設定することで、学年縦断的に学生同士がサポートし合っており、学生の主体的取組みを促進する仕組みとして優れた試みであると評価できる。

ディプロマ・ポリシーに示す学修成果および科目・教育課程の評価は、アセスメント・ポリシーに基づき定期的実施されている。授業評価は全教員および学生に公表されており、授業内容や教育方法の向上に活用されている。卒業状況および雇用者・卒業生からの評価も毎年行われており、結果を改良につなげる体制が整えられている。

看護学科のアドミッション・ポリシーは、教育理念とディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、広く周知されている。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づいて実施されており、出題方針・評価方針は合致している。

一方で、検討を要する課題も存在している。まず、建学の精神である「平和・自由・進歩」については、看護学科の教育目標との連関、さらに教育目標に対応するディプロマ・ポリシーへの反映において不明瞭であり、明確に示す必要がある。また、入学前から、円滑な大学生活への移行ができるように充実した支援体制が整えられているが、その成果については今後も引き続き体系的な評価を行う必要がある。加えて、学科長の選出については規程に選考基準が定められていないため検討が必要である。

今後は、看護学科の特色ある取り組みのさらなる強化を推進するとともに、課題を組織的に検討し、看護学教育の質向上がより一層進展することを期待する。

III. 概評

評価基準1 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

名桜大学人間健康学部看護学科の教育理念は「建学の精神でもある『平和・自由・進歩』を踏まえ、生命の尊厳と人権を尊重し、擁護する倫理観と豊かな幅広い人間性を培うとともに、その人がその人らしく生きられるように、ヒューマンケアを提供できる質の高い看護専門職者を育成する」（資料 17-1）ことであり、人間健康学部および看護学科の設置の趣旨と合致している。看護学科の教育の実体には、名桜大学の建学の精神である「平和・自由・進歩」の基本理念が反映されており、とりわけ平和の理念は看護学科の教育実践・内容に反映されている。たとえば、地域をフィールドとした「ケアリング文化実習Ⅰ～Ⅴ」では、学生たちが沖縄戦跡を訪れ、専門家や高齢者から体験的に平和を学び、またハンセン病療養所において元ハンセン病患者から人権と倫理について学び、看護学の学修と看護職者としての実践に統合していく機会となっている（実地調査説明資料 p2-3）。沖縄の歴史と文化に根ざした「平和学習」の実践は、学生が看護職者として生命の尊厳と人権を擁護する姿勢を育む看護学科の教育の特長であり、基本理念を具現化させたものとして評価できる。

6つの項目で構成された看護学科の教育目標は、養成する具体的な能力や態度、姿勢を明示したものであり、2024年度より履修ガイドに掲載されることになっている（追加資料 2-1）。建学の精神を踏まえて看護学科の教育理念が定められているが、建学の精神である「平和・自由・進歩」の教育目標への反映が不明瞭である。また、教育目標に対応するディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに、「平和・自由・進歩」との連関につ

いて明示されていない点については、検討する必要がある。加えて、教育理念、教育目標の連関について、学生にもわかりやすく明示する工夫が求められる。

名桜大学は沖縄県北部 12 市町村の拠出金による沖縄県唯一の公設民営の私立大学から公立大学法人へと移行した「地域の大学」としての歴史を有している（追加資料 1-1）。過疎化が進む沖縄県北部での医療人材養成ニーズに積極的に応え、地域貢献人材を輩出する使命について、教育目標としても表現されている。その実現のために、正課内外の地域での健康支援活動を通じて、学生が主体的に学び参画する学修機会が確保されていると評価できる。

1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

看護学科のディプロマ・ポリシーは「名桜大学ディプロマ・ポリシー」に対応する 4 項目に、看護学科独自の 2 項目を加えた 6 項目で策定されている（資料 37）。看護学科の教育目標とディプロマ・ポリシーは関連づけられている（資料 17-1）。また、カリキュラムマップ（資料 25-1）により各教科とディプロマ・ポリシーの達成の関係が示されている。当該教育課程を修めることにより、付与される資格については履修ガイドに明記されており、適切に設定されている。

看護学科のディプロマ・ポリシーは大学全体のディプロマ・ポリシーおよび看護学科の教育目標に対応して作成されているが、大学全体のディプロマ・ポリシーが抽象的で包括的な表現が多いという課題意識に基づき、2024 年 3 月に全学的に「教学マネジメント推進部会」でディプロマ・ポリシーの見直し、検討が開始されることとなった（回答書 p3、追加資料 3-2）。看護学科では学科長が「教学マネジメント推進部会」に参画し、並行して看護学科内でカリキュラムについての見直しと検討を開始することになっており、着実な取組みが期待される。

1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

7 つのカリキュラム・ポリシーには看護学科のディプロマ・ポリシーがそれぞれ反映されている（資料 17-1）。カリキュラム・ポリシーに基づき、看護学科の教育課程は体系的に構成されている（資料 17-1）。

看護学の基盤となる教養教育科目では、総合大学としての強みを活かし、豊かなリベラルアーツ教育が提供されている。共通コア科目については「アカデミック・スキル」科目が充実しており、選択科目においては平和、国際等、建学の精神につながる科目が設定されている。専門教育課程においては、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「グローバルナーシングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「ケアリング文化実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」等、特色のある科目を学年縦断的に配置しており、学年の進行により段階的に学ぶことができる配置となっている。また、「島嶼・過疎地看護論」といった、地域性を活かした科目が設定されている（資料 17-1）。

以上のことから、看護学科における教育課程は、大学の建学の精神や地域のニーズを踏まえた看護学の基礎が効率的・効果的に教授できる科目構成となっていると評価できる。

しかしながら、大学の建学の精神のカリキュラム・ポリシーへの具体的な反映について明文化されていないことについては、今後の検討が期待される。

名桜大学は沖縄県北部 12 市町村の県内高等学校との連携を図り、必要に応じて入学前から、入学後の学びを支援している(追加資料 4-1~4-8)。看護学科でも独自に、推薦入試合格による入学予定者とその保護者を対象に懇談会を開催することで、円滑に大学生活を開始できるように充実した支援体制を設けている。一方、こういった入学前からの円滑な大学生活への移行に向けた支援体制については、マンパワーと財政的な投入に対して妥当な成果を得られているか、同等の投入を継続できるのかといった観点も含め、今後も引き続き体系的な評価を行う必要がある。

1-4. 意思決定組織への参画

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

名桜大学における上位の決定権がある会議は、学長が議長を務める「教育研究審議会」である。「教育研究審議会」には学長、学部長 2 名、学長が指名する教育研究上の重要な組織の長および学長が指名する職員で構成される(資料 1、2、5-1)。現在、看護学科からは副学長、看護学研究科長が「教育研究審議会」に参加する体制となっており、意思決定組織への参画ができています。また、看護学科からは人間健康学部教授会を経て、「教育研究審議会」に議題を提出できる。

看護学科長は名桜大学学科長規程(資料 5-2)に基づいて選考されているものの、具体的な選考基準が定められていないため検討することが必要である。

評価基準 2 教育課程における教育・学修活動

2-1. 教育内容と目標・評価方法

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

シラバス作成要領(資料 26)に、各科目の教授内容をディプロマ・ポリシーと関連づけて記載するよう指示されており、シラバス(資料 27)にも明確に示されていることが確認できる。一方、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーの実施方針基準を明確にし、シラバスに反映することを全学的に検討していく必要性について認識されており(回答書)、カリキュラム・ポリシーについても明確に関連を示すことが求められる。教育内容としては、時代の要請と、最新の知見を踏まえた内容が教授されている(追加資料 16-1~16-8)。特に新カリキュラムでは、これまで看護学科が重点を置いてきた学生の地域貢献活動と連動させた「ケアリング文化実習 I~V」の単位数を増加させていること、「キャリアデザイン I~IV」等看護学科独自の科目を設定し、卒業生からの講話の機会を設けるといった工夫が見られる。各科目の到達レベル、到達度を測る評価方法、評価者について、シラバス作成要領(資料 26)にも適切に示されている。

成績評定基準は、履修ガイド(資料 17-1)、シラバス作成要領(資料 26)、シラバス(資料 27)、臨地実習要項(資料 29)に明確に定義され、学生にも周知されている。また学生からの評価への疑問、不服等を把握できる疑義照会制度の体制も整っている(資料 17-1)。学生からの疑義照会は教務課で受け付けられ、教務課事務担当者から科目責任者へ照会した後、科目責任者が回答書を作成し、教務課を通して学生に返答することになっている。

また、評価は学修支援システム（ユニバーサルパスポート）を介してフィードバックされている（資料 17-1）。なお、このシステムでは成績区分が示されるのみだが、期末試験やレポートについては、科目担当教員が試験解説やレポートのフィードバックを行っている。このようなフィードバックの場を設けることで、学生が着実に学修できるような体制づくりが行われている。

2-2. 教員組織と教員の能力の確保

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

教員組織については、基礎データ 2～7 および「科目責任者・担当者一覧」（資料 22）に示されるように、教育課程の展開に適切な領域別、職位別構成となっており、教員数も一定数確保されている。必要に応じて、非常勤の教育支援員を雇用しており、その役割と業務内容についても明確に規定されている（追加資料 10-1、10-2）。新任教員の育成については、全学的な教職員のオリエンテーションや学科単位でのオリエンテーションが体系的に実施され、教員相互の授業見学も組織的に実施されている（資料 45、追加資料 12-1、12-2）。

教員の実践活動を大学として支援するために、2023 年度よりクロスアポイントメント制度を導入している（追加資料 13-1、13-2）。また、教員の研究能力の向上ならびに研究支援として、職位に依らない全教員同額の個人研究費の配分、科研費獲得支援、勉強会、研究ピアアドバイザー制度、外部講師による講義といったことが組織的に行われている。加えて、サバティカル制度の試験的導入も図られており、その成果が示されている（資料 46、追加資料 15-1）。

教員は自身が所属する専門領域の科目のみならず、自身の研究領域に関わる科目の単元を領域横断的に担当し（ヒューマンケアリング等）、研究成果を教育に活かす機会も設定している。健康・長寿サポートセンターの設置、看護実践教育研究センター、「やんばる版プロジェクト健診」等、活発な地域貢献事業が継続して行われていることも、看護学科の特色である。とりわけ、健康・長寿サポートセンターは、健康支援活動の全学的な中核機関として設置され、地域の健康増進と活性化を目指すボランティア活動を基盤とし、大学で学んだ専門知識を、学生と教員が協働で行う健康支援活動として積極的に地域に還元している。こういった活動は、地域住民との信頼関係の構築につながっているのみならず、その成果を実習等の教育活動にも活かしている（資料 40、追加資料 17-1、17-2）。また、教員・学生ともに、これらの地域密着型の活動に積極的に参加しており、学生のボランティア精神の涵養や主体的な学びの機会となっている（実地調査学生・教員ヒアリング）ことは、看護学科の特色として評価できる。一方、一部の地域貢献活動は、個人のモチベーションに基づいて実施されており（実地調査学生・教員ヒアリング）、財政的支援体制がない中で継続実施について懸念される。必要に応じて、過度な個人の負担とならないように、大学あるいは看護学科としての組織的な支援体制について検討されることが望まれる。

2-3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

「参画型看護教育」を教育方針の核として位置づけていることは、看護学科の特長であり、履修ガイドを通じて学生にもわかりやすく説明されている（資料 17-1、17-2）。また、

上級生が SA(Student Assistant)として下級生を指導する機会を教育課程に設定することで、学年縦断的に学生同士がサポートし合い積極的につながりを持っており（実地調査学生ヒアリング）、学生の主体的取組みを促進する仕組みとして優れた試みであると評価できる。また、健康・長寿サポートセンター等を通じた地域健康支援活動への積極的な参画は、学生の自主性を育み、学内外での様々な体験が看護学の豊かな学修と看護職者としての実践能力の獲得につながっている。

教育目標に対する学修の到達状況を学生が継続的に自己評価する体制として、担任が年4回学生と面談する他、目標ゴールシート（資料 24）を共有することで学生に伴走する体制を取っている。また、学生自ら学修を進めることができる環境整備として各種教室、視聴覚室、実習室、必要な機器、備品が整っている他、看護学科棟および学生会館サクラウムには自己学修スペースが充実しており、運営ルールも周知されている（資料 17、18）。また、実習用モデルや実習室の運用に関するルールが周知されている他、医療安全対策として薬品や注射針等の保管・管理・使用時の留意事項について教員間で共有できるよう申し合わせ事項が表示されている（追加資料 18-1）。さらに看護技術の自己学修を支援するために、教育支援員が必要に応じて学修を支援する体制を整えるといった人的・物理的学修環境が整えられている（資料 14、追加資料 10-1）。図書館には必要な医療看護関連の文献、資料、検索システムが整えられ、図書館司書が自己学修を支援している。

2-4. 臨地実習

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

講義科目と臨地実習科目は、内容が連動するよう構成されている。特に各学年に「ケアリング文化実習 I～V」が設定されていることは、看護学科の特長である（資料 17）。実習施設は必要数確保されており、臨地での実習指導において一部の領域において教員が不足する場合には、教育支援員を配置し適切な人員配置を行っている（資料 24、追加資料 10-1、10-2）。一方、実習指導に携わる大学教員と臨床教員、実習指導者の役割分担について、実習指導体制（資料 11）には簡易な記述がされているが、具体的な役割分担は明示されていない。また実習要項（資料 29）には指導体制に関する役割分担の記載がないため、学生が指導体制を理解できるよう、実習要項等にそれぞれの役割を具体的に明記することが望まれる。

臨床実習施設とは、臨地実習連絡調整会議を行い、実習指導体制の連携を図っている（資料 11、追加資料 29-4）。臨地実習における感染症対策、感染症曝露に関する予防策、集団感染予防策、実習時に発生する傷害・損害への予防対策について、実習要項に明示されており、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている（資料 29-1、29-2）。また個人情報保護、実習におけるハラスメント予防の取組みと発生時の対応についても明確に定められ、周知されている（資料 29-1、56、57）。

2-5. 教育課程展開に必要な経費

評価の観点充足しており、適切な水準にあると認められる。

教学に必要な予算編成は、大学予算規程に基づき行われている。予算編成において、看護学科長が必要経費を取りまとめ、予算概算要求書を作成し、予算ヒアリングの際には学

科長が折衝を行う体制となっている。また学科長は会計課から四半期ごとに通知される予算執行状況を確認し、教務課と連携の上事業計画に沿った予算の適正執行を行っている(資料 50)。各教員が必要とする、教育・研究予算については、個人研究費の他、国際学術論文投稿助成、海外研究発表助成、学長裁量経費といった充実した予算が確保されている。また教員の教育能力開発のためのFD実施費用についても、全学レベルでFD予算として確保されている(基礎データ 11、追加資料 25-1)。

評価基準 3 教育課程の評価と改革

3-1. 科目評価・教育課程評価と改善

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

ディプロマ・ポリシーに示す学修成果および科目・教育課程の評価は、アセスメント・ポリシーに基づき、学生による授業評価(資料 31)、学生の卒業時の評価(資料 51)、教員が全学生を対象に実施する中間評価および卒業論文による最終評価(資料 42)、学生生活実態調査によって、定期的に実施されているが、組織的に教育課程を評価する体制は整備されていない。教育課程の評価に責任を持つ組織として、2024年3月に自己点検・評価委員会の下部組織に「教学マネジメント推進部会」を設置し、看護学科教務委員会・人間健康学部教務委員会との連携によって、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを前提に、学生の学修成果の評価方法等について検討を始めており(追加資料 3-1~3-5)、人間健康学部自己点検・評価委員会および名桜大学自己点検・評価委員会(全学)の議を経て、組織的な決定に至る体制を整えていく計画である。今後、運用する規程の整備ならびに学生の学修成果の評価結果に基づいたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しが期待される。

FD委員会が学生による授業評価の総合的な評価を行っており、改善が必要な教員には所属長を通じて対応を求める体制を整えている(追加資料 3-1~3-3)が、該当する教員はならず、一定水準の評価が得られている。授業評価は学内ホームページにて全教員および学生に公表されており、授業内容や教育方法の質向上のために活用されている。ただし、学生による授業評価については、授業時間を利用したリマインドを行なうといった取組みがなされているものの、低い回答率にとどまっており、さらなる工夫が望まれる。

3-2. 卒業状況からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

学生の卒業・留年・休学・退学者の割合および看護師・保健師・助産師の免許取得状況の分析は、毎年行われており(基礎データ 12、13)、適正な教育評価がなされている。

3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

組織的な取組みとして、定期的に雇用者と在校生の卒業時におけるアンケート調査を実施している。また2022年度に卒業生を対象とした「教育プログラムへの要望調査」(資料 51、追加資料 32-1、32-2)を実施している。調査結果は学科教務委員会、学科教授会で評

価され、看護実践力の課題に対する対応策としてシミュレーション教育および OSCE の導入を行う（追加資料 32-3）等、課題抽出と改良への取組みが実施されていると評価できる。

雇用者対象の調査（追加資料 33-1）では、雇用者が求める能力の期待値に対し、卒業生の能力は下回っていたものの、卒業生を職員として採用したいという点においては高評価であった。雇用者が指摘する専門的知識・技能の習得については、2 年次後期の技術評価（OSCE）の実施（追加資料 32-3）および実習連絡調整会議による臨地実習先との協議（追加資料 21-2、29-4）等、質向上に向けた体制と具体的な取組みが行われている。

評価基準 4 入学者選抜

4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

看護学科のアドミッション・ポリシーは、教育理念・ディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえ「人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を育成します」と整合性のある表現で明示されており（資料 37）、ホームページおよび入学者選抜要項（資料 19）にて周知されている。

4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

アドミッション・ポリシーに基づいて、入学試験の出題方針・評価方針には、「知識・技能」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」について評価することが示されており、課題レポートによって、課題理解力・分析力、表現力および看護学科についての理解や適性を評価する等、アドミッション・ポリシーと出題方針・評価方針は合致している（資料 19）。

IV. 提言

「長所・特色」

1. 看護学科の教育においては、名桜大学の建学の精神である「平和・自由・進歩」の基本理念のうち、とりわけ平和の理念が看護学科の教育実践・内容に反映されている。地域をフィールドとした「ケアリング文化実習Ⅰ～Ⅴ」では、学生たちが沖縄戦跡を訪れ、専門家や高齢者から体験的に平和を学び、地域生活者の実態を理解し、看護学の学修と看護職者としての実践に統合していく機会となっている。沖縄の歴史と文化に根ざした「平和学習」の実践は、学生が看護職者として生命の尊厳と人権を擁護する姿勢を育み、地元のニーズに対応できる看護職者を育成する看護学科の教育の特長であると評価できる。
2. 「参画型看護教育」を教育方針の核として位置づけていることは、看護学科の特長であり、その教育方針は教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにも示され、履修ガイドを通じて学生にもわかりやすく説明されている。科目の中で上

級生が SA(Student Assistant)として下級生を指導する機会を設定することで、学生同士がサポートし合い積極的につながりを持つ場を教育の一環として提供している。また、健康・長寿サポートセンター等を通じた地域健康支援活動への積極的な参画は、学生の自主性を育み、学内外での様々な体験が看護学の豊かな学修と看護職者としての実践能力の獲得につながっていると評価できる。

3. 健康・長寿サポートセンター、看護実践教育研究センター、「やんばる版プロジェクト健診」等によって、活発な社会貢献事業が継続して行われていることは看護学科の特色である。地域貢献の成果は地域住民との信頼関係の構築のみならず、教育活動にも還元されている。教員・学生が協働してこれらの地域密着型の活動に積極的に参加しており、学生のボランティア精神の涵養や主体的な学びの機会となっていることは、看護学科の特色として評価できる

「検討課題」

1. 名桜大学の建学の精神である「平和・自由・進歩」の理念については、看護学教育の実践において統合されていることが確認できるものの、看護学科の教育目標との連関、さらに教育目標に対応するディプロマ・ポリシーへの反映においても不明瞭であり、明確に示す必要がある。
2. 入学前から、入学後に円滑に大学生活を開始できるように充実した支援体制を設けているが、マンパワーと財政的な投入に対して妥当な成果を得られているか、同等の投入を継続できるのかといった人的および財政的な継続性の観点も含め、今後も引き続き体系的な評価を行う必要がある。
3. 看護学教育の責任者である学科長は、学科長規程に基づいて選考されているが、規程に具体的な選考基準が定められていないため検討が必要である。

「改善勧告」

なし

以上